

令和4年7月22日

一般社団法人家財整理相談窓口 正会員 様

一般社団法人家財整理相談窓口
代表理事 神野 敏幸

令和3年度 臨時社員総会の開催（書面開催）について

拝啓 日頃より一般社団法人家財整理相談窓口の活動にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、次のとおり、一般社団法人家財整理相談窓口 令和3年度 臨時社員総会を開催いたします。本来であれば、会員の皆様にお集まりいただきご意見を直接お伺いしなければならないところですが、夏季につき、皆様のお忙しい時期でもあり、また、新型コロナウイルス第7波感染の状況を考慮し、定款14条3項に則り「書面または電磁的方法によって議決権を行使する方法」により議案決議とさせていただきます。

つきましては、議案書および添付書類をご確認いただき、別紙の書面表決書を8月5日（金）までに下記あてにご送付（郵送もしくはメール）くださいますよう、お願い申し上げます。

会員の皆様におかれましても、くれぐれもご自愛ください。

敬具

記

決議日時：令和4年8月8日（月）

議案： 第一号議案 入会および会費等に関する規則 第2条及び第3条の変更について

以上

送付およびお問合せ先

〒163-6011 東京都新宿区西新宿 6-8-1

新宿オークタワー 11F

一般社団法人家財整理相談窓口 事務局

月川慶一、岡村大記

電話：03-5287-4387

メール：info@kazaiseiri-soudan.org

令和4年7月22日

下記書面表決書にご記入の上、PDFにてメール送信、あるいは郵送してください。
ご提出は令和4年8月5日（金）必着でお願いします。

< 臨時社員総会 書面表決書 >

私は、一般社団法人家財整理相談窓口 令和3年度臨時社員総会における、第1号議案について、次の通り意思表示いたします。

第1号議案 入会および会費等に関する規則 第2条及び第3条の変更について

（いずれかに ○ を付けてください。）

承認します

否認します（否認理由： _____）

いずれかに ○ を付けてください。

会員（貴社）名 _____

代表者氏名 _____ (印)

届出責任者 _____ (印)

第1号議案 入会および会費等に関する規則 第2条及び第3条の変更について 補足説明

第2条（入会）

- ・ 二項 文章を追記

賛助会員の入会にあたり、当初より、入会時に表記書類②～⑤について提出を義務化していなかったため、この度その旨を明記しました。

- ・ 二項② 一部訂正

提出書類の履歴書の内容から学歴等必要性のない項目を省き、経歴書と改めました。

第3条（会費の額）

- ・ 四項を追記

賛助会員の会費に限り、理事会の決議をもって変更できるとしましたが、理由は行政や公的機関などが賛助会員に入会する場合に会費を検討する必要があるとの考えからです。

入会および会費等に関する規則の変更

現 行	変更後
<p>第2条（入会）</p> <p>一、新たに会員として入会しようとする者は、別紙の入会申込書により、本会代表理事に入会 を申し込まなければならない</p> <p>二、第1項の申し込みに際して、下記書類を添付しなければならない。</p> <p>① 別紙の誓約書</p> <p>② 別紙の代表者の履歴書</p> <p>③ 登記事項証明書（取得から3ヶ月以内）ただし、個人事業主の場合は代表者の住民票（本籍 地記載ありで取得から3ヶ月以内）</p> <p>④ 事業を営んでいる証明書類（パンフレット等）</p> <p>⑤ 事務所等の写真</p> <p>第3条（会費の額）</p> <p>一、正会員の会費の額は、入会費を10万円、年会費2万4千円を一口とし、一口以上とする。</p> <p>二、準会員の会費の額は、入会費を1万円、年会費2万4千円を一口とし、一口以上とする。</p> <p>三、賛助会員の会費の額は、年会費3万6千円を一口とし、一口以上とする。</p>	<p>第2条（入会）</p> <p>一、新たに会員として入会しようとする者は、別紙の入会申込書により、本会代表理事に入会 を申し込まなければならない</p> <p>二、第1項の申し込みに際して、下記書類を添付しなければならない。<u>ただし賛助会員においては</u> <u>下記項②～⑤は添付の必要はないものとする。</u></p> <p>① 別紙の誓約書</p> <p>② 別紙の代表者の履歴書</p> <p>③ 登記事項証明書（取得から3ヶ月以内）ただし、個人事業主の場合は代表者の住民票（本籍 地記載ありで取得から3ヶ月以内）</p> <p>④ 事業を営んでいる証明書類（パンフレット等）</p> <p>⑤ 事務所等の写真</p> <p>第3条（会費の額）</p> <p>一、正会員の会費の額は、入会費を10万円、年会費2万4千円を一口とし、一口以上とする。</p> <p>二、準会員の会費の額は、入会費を1万円、年会費2万4千円を一口とし、一口以上とする。</p> <p>三、賛助会員の会費の額は、年会費3万6千円を一口とし、一口以上とする。</p> <p><u>四、前項、賛助会員の会費に限り、理事会決議により変更できるものとする。</u></p>